

11.2 金融サービス章留保表（附属書 III）

カナダ

石川直樹 *

高宮雄介 **

I. 現在留保（附属書 III セクション A）

金融サービス章におけるカナダの中央政府レベルでの現在留保のうち、主な内容は以下の通り。

分野 ¹	留保対象義務／概要
全分野	内国民待遇（11.3 条）、経営幹部及び取締役会（11.9 条） 銀行法 159 条、749 条、保険会社法 167 条、796 条、信託及びローン会社法 163 条等に基づき、連邦政府によって規制される、外国会社の子会社たる金融機関の取締役の 2 分の 1 以上、及びその他の連邦政府によって規制される金融機関の取締役の過半数は、カナダに通常居住するカナダ国民か、カナダに通常居住する永住者でなければならない。
銀行業及びその他の金融サービス（保険サービスを除く）	金融機関の市場アクセス（11.5 条） 銀行法 524 条に基づき、銀行の支店を設立するためには、外国銀行は、設立国の法令において銀行でなければならない。
銀行業及びその他の金融サービス（保険サービスを除く）	内国民待遇（11.3 条）、金融機関の市場アクセス（11.5 条） 銀行法 520 条、524 条、540 条、545 条、販売又は取引（認可外国銀行）規則に基づき、以下の定めに従わなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 外国銀行は、個人預金を受け入れるためには、子会社を設立しなければならない。 外国貸出支店は、預金を受け入れることはできない。
全分野	金融機関の市場アクセス（11.5 条） 信託及びローン会社法、銀行法、信用協同組合法、保険会社法に基づき、連邦法は、信託及びローン会社、信用組合、共済組合について、外国法の

* いしかわ なおき／弁護士・森・濱田松本法律事務所

** たかみや ゆうすけ／弁護士・森・濱田松本法律事務所

¹ 本解説において、分野とは、金融サービス分野（Financial Services Sector）中の詳細分野（Sub-Sector）を指す。

	下で設立された会社の支店を通じてカナダ国内に設立されることを認めない。
全分野	金融機関の市場アクセス (11.5 条) 銀行法 510 条、522 条 16 項、524 条、保険会社法 574 条、581 条に基づき、以下の定めに従わなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 銀行の支店は、認可を受けた外国銀行が主として事業を行う法域において設立されたその銀行の下に直接設立されなければならない。 カナダにおいて保険業を営むことが認可された外国会社は、当該外国保険会社が、直接または子会社を通じて、主として事業を行う法域において設立された外国保険会社の下に直接設立されなければならない。
銀行業及びその他の金融サービス (保険サービスを除く)	内国民待遇 (11.3 条)、金融機関の市場アクセス (11.5 条) 銀行法 520 条、540 条、545 条、別表 I、II、カナダ預金保険会社法 2 条、8 条、17 条に基づき、フルサービスを営む外国銀行の支店及び貸出業務を行う外国銀行の支店は、カナダ預金保険会社の加盟機関となることができない。
銀行業及びその他の金融サービス (保険サービスを除く)	内国民待遇 (11.3 条)、金融機関の市場アクセス (11.5 条) カナダ決済法 2 条、4 条、銀行法 524 条、540 条に基づき、外国銀行の貸出業務を行う支店は、カナダ決済協会のメンバーになることはできない。

II. 包括的留保 (附属書 III セクション B)

金融サービス章におけるカナダの中央政府レベルでの包括的留保のうち、主な内容は以下の通り。

分野	留保対象義務／概要
全分野	内国民待遇 (11.3 条) カナダ住宅抵当公社及びその子会社に関連し、住宅金融に関して、同会社又は同様の機能および目的を有するものとして新設、再編、移転されうるいかなる組織に対し、あらゆる優遇措置を、設け、または維持する権利を留保する。

III. 備考および更新情報

該当情報なし。